

# 文京区立 関口台町小学校「いじめ防止対策基本方針」

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響与えるのみならず、その生命又は、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

本校では、「いじめは決して許されない」という指導を徹底し、全教職員が「いじめはいつでもどこでも、どの子にも起こり得るものである」という認識に立ち、全ての児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を目指すとともに、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期解決を図ります。

## 1. いじめ防止のための基本的な認識

### (1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(いじめ防止対策推進法第2条)

\* 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童となんらかの人的関係を示す。

\* 「身体的な影響」とは、悪口を言われたり、無視されたり、仲間外れにされたりすることを意味し、「物理的な影響」とは、金品をたかられたり、物を隠されたり、暴力をふるわれたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかにみえることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、・表面的・形式的にすることがなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。

### ◎具体的ないじめ

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団から無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等



### 3. いじめ防止等に関する具体的な取組

#### (1) 校内におけるいじめ防止に関する取り組み

- ・児童理解と児童同士の相互理解を深め、信頼関係を基盤とした学級経営を充実し、互いに尊重し合い、認め合える学校風土を醸成する。
- ・3年生は「人権の花」の活動に参加し、生命尊重の精神や豊かな情操を養う。
- ・あいさつ応援隊を中心に全校であいさつ運動を計画的・継続的に取り組み、人とかかわる力を育てるとともに、豊かな心をはぐくむ人権教育を推進する。
- ・思いやりの心や児童一人一人かけがえのない存在であることや命の大切さの学習について、道徳や学級活動等、全教育活動を通して意図的・計画的に取り組む。
- ・道徳授業地区公開講座を活用し、保護者向けの講演会や研修会を実施し、いじめ防止に向けた啓発を行う。
- ・読書活動や体験活動を通して豊かな情操を養うとともに、他者の気持ちを共感的に理解できる児童同士の豊かなかかわりを育み、コミュニケーション能力の向上を図る。
- ・「人権標語づくり」を全校で取り組み、児童の主体的な参画を促し、「いじめを絶対に許さない」学校風土を醸成する。
- ・「いのちと心のアサーションプログラム」(文京区教育員会)等を活用し、自他の生命を尊重する心を育み、自尊感情や自己固定感を高める指導を通して、いじめや不登校の未然防止を図る。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、教科等授業やセーフティ教室等で計画的・継続的に情報モラルに関する啓発を行い、保護者に対する啓発活動を積極的に行う。
- ・文京区教育センター教育相談室等、関係機関との連携を図る。

#### (2) 相談体制の整備

- ・教育相談室、スクールカウンセラー等、校内の相談体制について保護者に周知し、教育相談の利用を促進する。
- ・毎月「学校生活アンケート」を実施し、児童の実態を把握し、気になる事項については個別の聞き取りを行い、迅速に対応する。
- ・夏季の保護者個人面談や適宜、教育相談を実施し、相談の機会の充実を図る。

#### (3) いじめの早期発見のための措置

- ・日頃から連絡帳等を活用しながら学級担任と保護者が緊密に情報交換できる体制づくりを行い、児童のわずかな変化も見逃さないように努める。
- ・月1回、「学校生活アンケート」を実施し、気になる事項がある場合は、児童の聞き取りを行う。
- ・気になる児童がいる場合は、「いじめの発見のチェックシート」活用し、いじめの早期発見に努める。(東京都教育委員会 平成25年3月 人権プログラム学校教育編 )

(4) 教職員の資質向上、専門的知識を有する者の確保

- ・ 道徳授業地区公開講座を活用し、道徳教育の推進を図る。
- ・ 教職員の人権意識及び指導力の向上を図るため、いじめ防止に関する校内研修を実施する。
- ・ 「人権教育プログラム（学校教育編：東京都教育委員会）」や「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー【東京都教育委員会】」及び「いのちと心のアサーションプログラム」（文京区教育委員会）等の関係資料を活用し、いじめ防止の研修会を定期的に行うとともに、管理職等による指導助言、情報提供を行い、教職員の資質向上を図る。

4 いじめ防止に関する具体的な措置について（いじめ発見から解決まで）

(1) いじめに関する措置

① いじめの情報を集める。

- ・ 児童やその保護者からいじめに関する相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、速やかに管理職へ報告し、児童・保護者・地域関係者から情報を集め、全ての情報を集約する。
- ・ いじめを発見した場合、その場でその行為を止める。

② 子どもの指導・支援を行う。

- ・ 再発を防止するため。生活指導問題委員会によって、いじめを受けた児童または、その保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- ・ いじめた児童には、いじめは人権を傷つける行為であることを理解させ、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

③ 保護者と連携する

- ・ つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害者、被害者とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

(2) 具体的な組織

① 生活指導問題委員会（いじめ・不登校対応委員会）

- ・ 構成員・・・管理職、生活指導主任、生活指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー
- ・ 開催・・・定例会及び事案により臨時開催
- ・ 内容・・・いじめ・不登校の早期発見をはじめ実態把握に関すること  
いじめ・不登校の防止等に関する対策の立案に関すること  
いじめ・不登校の事案への対応に関すること

## ② 学校サポートチーム

- ・ 構成員・・・管理職、生活指導主任、スクールカウンセラー、学年主任  
(事案により、スクールサポーター、民生児童委員から校長が人選し、依頼する。)
- ・ 開 催・・・事案により臨時開催
- ・ 内 容・・・いじめの事実への対応に関すること。

## 5 重大事態の対処について

本校は、いじめにより児童の生命心身又は財産に重大な被害が生じた疑いある場合や、いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、重大事態として対処する。

### (1) 具体的な取組

- ・ 生活指導問題委員会（いじめ・不登校対応委員会）を開催し、重大事態の周知及び被害児童の情報を共有する。
- ・ スクールカウンセラーと連携して、被害児童・加害児童の心のケア行うとともに必要に応じて保護者の心のケアも行う。
- ・ 質問紙やアンケート調査等により、該当重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 被害児童及びその保護者に対し調査結果を説明し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・ 重大事態発生について、区教育委員会に速やかに報告し、連携して対応する。
- ・ 子ども家庭支援センター、児童相談所等、関係機関と連携を図る。
- ・ 主任児童委員、民生委員と連携し、地域の見守りを依頼する。

## 6 学校評価における留意事項

学校評価を行う場合、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切におこなわれるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に行う。